平成２５年（フ）第９３号
愛媛県四国中央市土居町上野1720番地１
債務者　吉岡　敦子
１　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２６号
愛媛県宇和島市丸穂町３丁目１－５
債務者　坂本惠津子
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第２７号
岡山県倉敷市東塚２丁目７―37　エレンシアＡ棟101号
債務者　坂本　　哲
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第３８号
愛媛県宇和島市桜町１番９号
債務者　松本　宣之
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第３９号
愛媛県宇和島市桝形町３丁目６番22号
債務者　松本　祐子
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４５号
愛媛県南宇和郡愛南町中浦1599番地４
債務者　山田　佳子
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１６９号
福岡県久留米市津福本町1742番地
債務者　武田　道夫
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１１号
長崎県壱岐市芦辺町湯岳今坂触727番地
債務者　松本美代子
１　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第２３７号
宮崎市田野町甲10845番地３、前住所宮崎県延岡市緑ケ丘３丁目２番１―203号　ミドリハイツ
債務者　中田　　卓
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０４号
宮崎県延岡市富美山町83番地48
債務者　藤本タカシ
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第９７号
福島県郡山市開成４丁目12番８号
債務者　佐藤　正弘
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
福島県郡山市開成４丁目12番８号
債務者　佐藤　敬子
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
福島県郡山市富田町字下西田20番地の１　青山コーポ105号
債務者　吉田　朋未（旧姓緑川・宗像）
１　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第７号
広島市中区吉島町13―114、住民票上の住所広島県呉市上平原町13番41号
債務者　土谷　　勝
１　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１８３号
徳島市川内町榎瀬657番地の12、旧住所徳島県美馬市脇町字拝原2777―14　ケイエスコーポ２階
債務者　植田　眞弓（旧姓香西）
１　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８７号
徳島県徳島市栄町５丁目26番地　シティーハイムパート５・303号室、旧住所兵庫県南あわじ市阿那賀1137番地９
債務者　村田　覚彦
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８９号
徳島県徳島市上助任町蛭子146番地の16　セジュール元木202号室
債務者　中村　弘子
１　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
徳島地方裁判所民事部